

石川県公報

平成 25 年 2 月 1 日 (金曜日)

号 外

(第 6 号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告 示

石川県告示第41号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成25年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	
奥能登東部 水源かん養保安林	44.30	
奥能登西部	153.54	
中能登東部	5.54	
中能登西部	50.66	
中能登中部	49.19	
中能登南部	78.98	
富来川神代川	7.08	
羽咋川	77.84	
犀川大野川	489.57	
手取川	1,168.93	
梯川	273.85	
大聖寺川	465.28	
小 計	2,864.76	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.08	
奥能登西部	0.79	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	2.50	
富来川神代川	1.66	
羽咋川	18.16	
犀川大野川	6.91	
手取川	5.31	
梯川	5.17	
大聖寺川	0.12	
小 計	47.22	

中能登西部	干害防備保安林	1.68
犀川大野川	"	1.13
大聖寺川	"	0.08
小	計	2.90
能登地区	保健保安林	134.52
能登地区～手取川	"	65.34
手取川	"	31.66
手取川～福井県境	"	154.88
小	計	386.40
合	計	3,301.27